

令和

9

年度

播磨町保育施設利用の申請案内



このしおりには認可保育施設の利用申請に関する手続きや、必要な書類について重要なことを記載しています。よくお読みのうえお申込みください。

播磨町役場 こども課 幼児保育係 電話 079-435-0365

【令和9年度からの大きな変更点】

育休復帰及び就労内定について

①育休復帰について

育児休業からの復職で申込む場合、復職後 60日以上は、選考時の就労証明書と同じ勤務先・同じ就労時間で就労を継続してください。

②就労内定について

就労内定で申し込む場合、入所当月中に就労開始し、60日以上は、選考時の就労証明書と同じ就労時間で就労を継続してください。

③提出書類等について

1 提出書類

就労証明書 ※証明日が復職後（就労開始後）60日以降のもの
（状況によって、給与明細等その他の書類を提出いただく場合があります。）

2 提出先

播磨町役場 こども課 幼児保育係（6番窓口）まで

3 提出期限

4月1日入所が決定された方：令和9年7月30日（金）まで 《期限厳守》

5月1日以降の随時入所が決定された方：入所決定した月の3か月後末まで

（例：5月1日入所の場合、8月末まで）

《注意》 育児休業中の方



入所が決定した場合、入所翌月1日までに、申込時に提出いただいた就労証明書と同じ勤務先・同じ就労時間で、復職してください。

転職等、育児休業を取得した勤務先に復帰せず退職した場合は、育児休業からの復帰条件にあてはまりません。 ※必ず同じ条件で復職してください。

提出期限までにご提出が確認できない場合は、保育を必要とする事由がない、または入所申し込み時にご提出いただいた就労証明書が虚偽であると判断し、退園となる可能性がございますので、必ず提出期限内にご提出ください。

目次

●はじめに

- ・ 保育施設とは.....3
- ・ 教育・保育給付認定について.....3
- ・ 保育施設の利用申請ができる方.....3
- ・ 利用調整の前提について.....4
- ・ 注意事項.....4

●申込みについて

- ・ 受付スケジュール.....5
- ・ クラス年齢について.....5
- ・ 入所までの流れ.....6
- ・ 利用調整について.....6
- ・ 入所申込時に必要な書類.....7～8
- ・ 認定こども園（1号：教育部分）と（2・3号：保育部分）申請方法のちがい.....9

●広域利用について

- ・ 播磨町在住の方が播磨町外の保育施設へ申し込む場合.....10
- ・ 播磨町外在住の方が播磨町内の保育施設へ申し込む場合.....11

●保育料について

- ・ 保育料（利用者負担額）の決定.....12
- ・ 播磨町保育施設利用者負担額基準額表（保育標準時間）.....13
- ・ 播磨町保育施設利用者負担額基準額表（保育短時間）.....14
- ・ 多子世帯保育料減免のフローチャート.....15
- ・ 副食費について.....16

●保育施設について

- ・ 延長保育について.....17
- ・ 一時預かり保育（幼稚園型）について.....18
- ・ ならし保育について.....18
- ・ 障がいのあるお子さまの申込について.....18
- ・ その他保育事業について.....19
- ・ 播磨町内認可保育施設一覧表.....20
- ・ 播磨町内保育施設マップ.....21
- ・ 必要な物品について.....22～23

●はじめに

保育施設とは

保育施設とは、保護者が働いたり、病気などのために家庭で保育できないお子さまを、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。（幼保連携型認定こども園は、学校としての性質も含まれます。）

教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する際に、利用のための認定を受けていただく必要があります。申請に基づき、1号認定から3号認定まで3つの区分により認定を行い、教育・保育給付認定証を発行します。

※教育・保育給付認定申請の結果について、4月からの入所に併せて申請した場合は認定事務及び利用調整事務が集中し審査に時間を要することから、3月までに通知します。

1号認定 … 保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども

2号認定 … 保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども

3号認定 … 保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

※保育所・認定こども園（保育部分）の利用を希望される方は、町に申請する必要があります。

※幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用を希望される方は、施設に直接申請する必要があります。

保育施設の利用申請ができる方

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、家庭においてお子さまの保育が困難な場合に、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業等の利用申請ができます。

1. 保護者が就労している。（1ヶ月あたり **64** 時間以上の就労）
2. 母親が妊娠中あるいは出産前後である。
3. 保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある。
4. 保護者が同居している親族の常時介護・看護をしている。
5. 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
6. 保護者が求職活動中である。
7. 保護者が就学している。
8. その他、上記に類する状況でお子さまの保育ができない場合。

※以上の事由のほか、社会的養護の観点から保育所等に入所する場合があります。

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

利用調整の前提について

- ・利用調整は、入所申請時の保護者の状況が入所月においても変更がないことを前提として行います。
申請から入所時までにおいて世帯状況（婚姻・離婚）・就労状況（退職・転職、就労時間の短縮）等の変更があった場合は、変更後の内容に基づき再調整にかかる場合がございます。その結果、内定に至らない場合は内定取消しまたは退所になることがあります。
- ・申請書類に虚偽の記載内容があると判明した場合は、内定取消しまたは退所になります。
- ・入所時の世帯状況等が変わる可能性がある場合は、速やかにこども課幼児保育係までご連絡ください。

注意事項

- (1) 保育施設の入所申込は、住民票のある市町村で行ってください。
- (2) 保育施設によって、制服や体操服などの購入が必要です。
- (3) 申込書の記載内容に変更があったときは、速やかにこども課幼児保育係まで連絡してください。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または期限までに必要書類の提出がない場合は入所を取り消すことがあります。
- (5) 保育料を滞納された場合は、児童手当を滞納金額に充当することや財産（給料、債権、不動産、その他）の差押を実施することがあります。
- (6) 育児休業中の保育施設利用について
現在入園中の児童の保育施設継続利用認定期間は、育児休業対象児童が満1歳に達する日以後の最初の年度末までです。
- (7) 求職活動事由での認定期間は、90日を経過する日が属する月の末日までです。引き続いて、求職活動事由で保育施設入所をご希望の場合は、改めて申請が必要です。

《 注意 》



・育児休業からの復職で申込みをする場合

保育施設に入所した月の翌月1日までに就労を開始し、勤務開始から60日経過後の証明日が記載されている「就労証明書」を提出していただく必要があります。「就労証明書」を期限までにご提出いただけない場合、継続利用ができません。
※詳しくは1ページをご覧ください。

・求職活動で申込みをする場合

保育施設に入所後90日後の属する月末までに就労を開始し、「就労証明書」を提出していただく必要があります。「就労証明書」を期限までにご提出いただけない場合、継続利用ができません。
※就職内定で申込みをする場合は入所当月中に就労を開始し、勤務開始から60日経過後の証明日が記載されている「就労証明書」をご提出していただく必要があります。

・保育を必要とする事由が変更となった場合

各月締切日までに認定変更申請書をご提出していただく必要があります。
変更をせず入所が決定した場合、変更後の状況で再調整にかかります。
(※その結果、内定に至らない場合は内定取消しまたは退所になることがあります。)

★変更が生じた場合は速やかに播磨町役場こども課幼児保育係（⑥番窓口）までお越しください。

●申込みについて

受付スケジュール

入所希望日	4月1日入所	5月1日以降入所
受付期間	一次判定：令和8年10月16日（金） ～令和8年11月16日（月） 二次判定：令和9年1月8日（金） ～令和9年2月8日（月） 随時判定：令和9年2月16日（火） ～令和9年3月10日（水） ※随時判定は、二次判定以降に空きがあるクラスのみの新規申請（転園希望含む）および予約申請を受け付けます。	入所希望月の前月10日まで （10日が土・日・祝日の場合は翌開庁日まで）
受付場所	播磨町こども課幼児保育係（⑥番窓口）	
入所判定結果の通知	一次判定：令和9年1月中旬頃 二次判定：令和9年3月上旬頃 随時判定：令和9年3月中旬頃 ※いずれも文書で通知します。	入所希望月の前月15日以降に文書で通知 （15日が土・日・祝日の場合は翌業務日以降）
保育料の通知	令和9年4月中旬	入所判定結果の通知に同封

★ 播磨町外の保育施設を希望する場合 ★

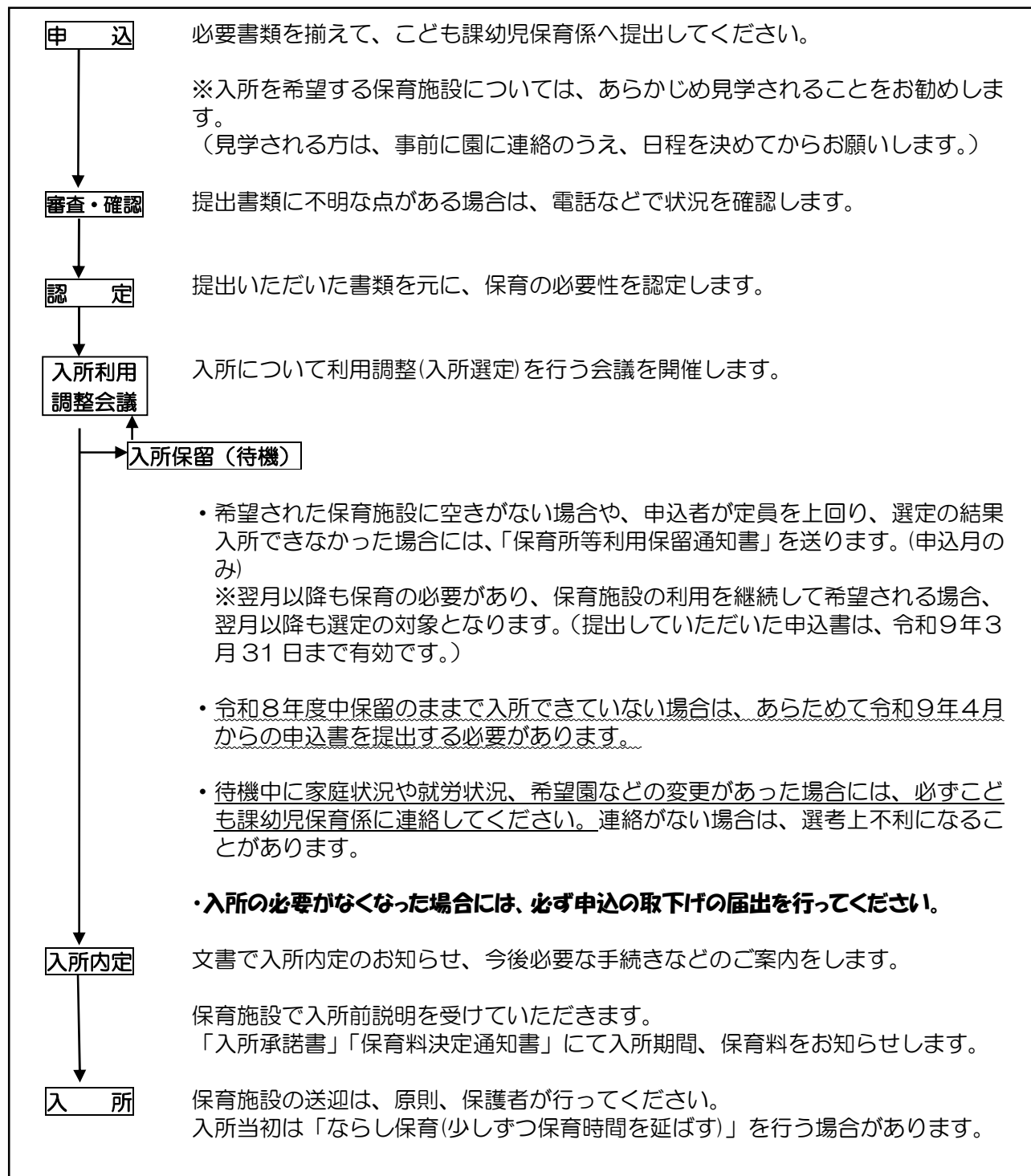
各市区町村によって申込の締切日、提出先や結果通知の時期、入所要件、必要書類が異なりますので、事前に保育施設所在市区町村に必要な書類等を確認してください。

クラス年齢について

令和9年度の年齢別クラスは次のとおりです。4月1日時点での年齢でクラス年齢が決まります。年度途中で誕生日を迎えても、入所するクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
0歳児	2026.4.2（R8.4.2）～
1歳児	2025.4.2（R7.4.2）～ 2026.4.1（R8.4.1）
2歳児	2024.4.2（R6.4.2）～ 2025.4.1（R7.4.1）
3歳児	2023.4.2（R5.4.2）～ 2024.4.1（R6.4.1）
4歳児	2022.4.2（R4.4.2）～ 2023.4.1（R5.4.1）
5歳児	2021.4.2（R3.4.2）～ 2022.4.1（R4.4.1）

入所までの流れ



利用調整（入所選定）について

播磨町の保育の実施基準、保育施設の受入体制などに基づき、利用調整（入所選定）を行い、入所者を決定します。

利用調整の結果については、4月1日付入所の可否は、一次判定結果は1月中旬頃、二次判定結果は3月上旬頃、随時判定結果は3月中旬頃に文書にてお知らせします。

年度途中の随時受付分については、入所希望月の前月15日以降に文書にてお知らせいたします。

入所申込時に必要な書類（※全員必要な書類）

- (1) 「教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書」… 児童1人につき1通
- (2) 保育所等の利用に関する確認事項（同意書）… 児童1人につき1通
- (3) 「就労証明書」など…（1人親世帯を除き、父母のどちらについても必要です）
- (4) 施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定申請における個人番号提供書

保育を必要とする事由（父母それぞれ）	① 就労	事業所等に雇用されている場合 （会社員・公務員・パート・派遣社員等）	⇒	就労証明書 ※育児休業から復帰する場合 育児休業期間の記載のある就労証明書
		自営業の方 （自営手伝いを含む）	⇒	就労証明書、開業届の写し（又は最新の確定申告書（青色申告または白色申告B型）の写し等）
		内職の方	⇒	就労証明書、雇用契約書、就業規則・開業届等
	② 妊娠・出産 （出産予定日から8週間後の月末まで）		⇒	母子健康手帳の①保護者名、②交付日、③分娩（出産）予定日、④受診実績の記載されているページのコピー
	③ 保護者の 疾病・障がい	疾病の方	⇒	利用・継続に関する申立書、診断書または医師の意見書 （就労や育児の困難な状況について証明）
		障がいの方	⇒	利用・継続に関する申立書、身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳等のコピー
	④ 同居している親族の介護・看護		⇒	介護・看護状況申告書、タイムスケジュール、 （介護の場合）障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー （施設通所付添の場合）在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
	⑤ 災害復旧		⇒	利用・継続に関する申立書、り災証明書
	⑥ 求職活動	就労内定の方	⇒	上記「①就労」欄の書類
		求職活動中の方 （起業準備を含む）	⇒	誓約書兼求職活動報告書 ※月64時間に満たない就労実績がある場合は、 加えて上記「①就労」欄の書類
	⑦ 就学		⇒	在学証明書、受講カリキュラムを確認できる書類、タイムスケジュール
	その他上記に類するなど特段の保育が必要な事情について必要な書類は窓口でご案内します。			

※ 提出後、証明書の内容等に変更が生じた場合は、必ずこども課幼児保育係まで新しい証明書を提出してください。

※状況に応じて必要な書類（該当する方のみ）

以下に該当する方は、以下の添付書類を添えて申請してください。（提出書類は返却できません。）

	書類の必要な方	必要書類
1	令和7年1月～令和7年12月の間に国外に住んでいた方※注1	令和7年中の海外での所得がわかる書類（勤務先に発行を依頼）※注2
2	町民税が未申告の方 （配偶者の扶養に入っている方（配偶者控除の対象者）は除きます）	受付印のある 令和8年度 町民税・県民税申告書（控）（コピー可）（令和8年1月1日時点の住所地の市町村で申告してください。） ※注2
3	ひとり親家庭に該当する方 （事実婚の方は除きます。）	次のいずれかの書類のコピー ・児童扶養手当証書 ・母子家庭等医療費受給者証 ・戸籍謄本（ひとり親家庭であることが確認できるもの）
4	申請児童が、保育施設等の一時預かり（一般型）又は認可外保育施設を月64時間以上現に利用している。 （保護者が産後休業又は育児休業からの復職を予定している場合を除く。）	利用（通園）証明書
5	保護者又は同一世帯に属する方が、以下のいずれかを持っている。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・児童通所サービス受給者証 ・障害基礎年金証書 ・特別児童扶養手当証書	手帳、証書及び受給者証等のコピー （氏名、級及び番号等が確認できるもの）
6	兄弟姉妹で同時に申込みされる方	兄弟姉妹の同時申込み時の意向について
7	育児休業や就労内定で申請される方	就労に関する申立書

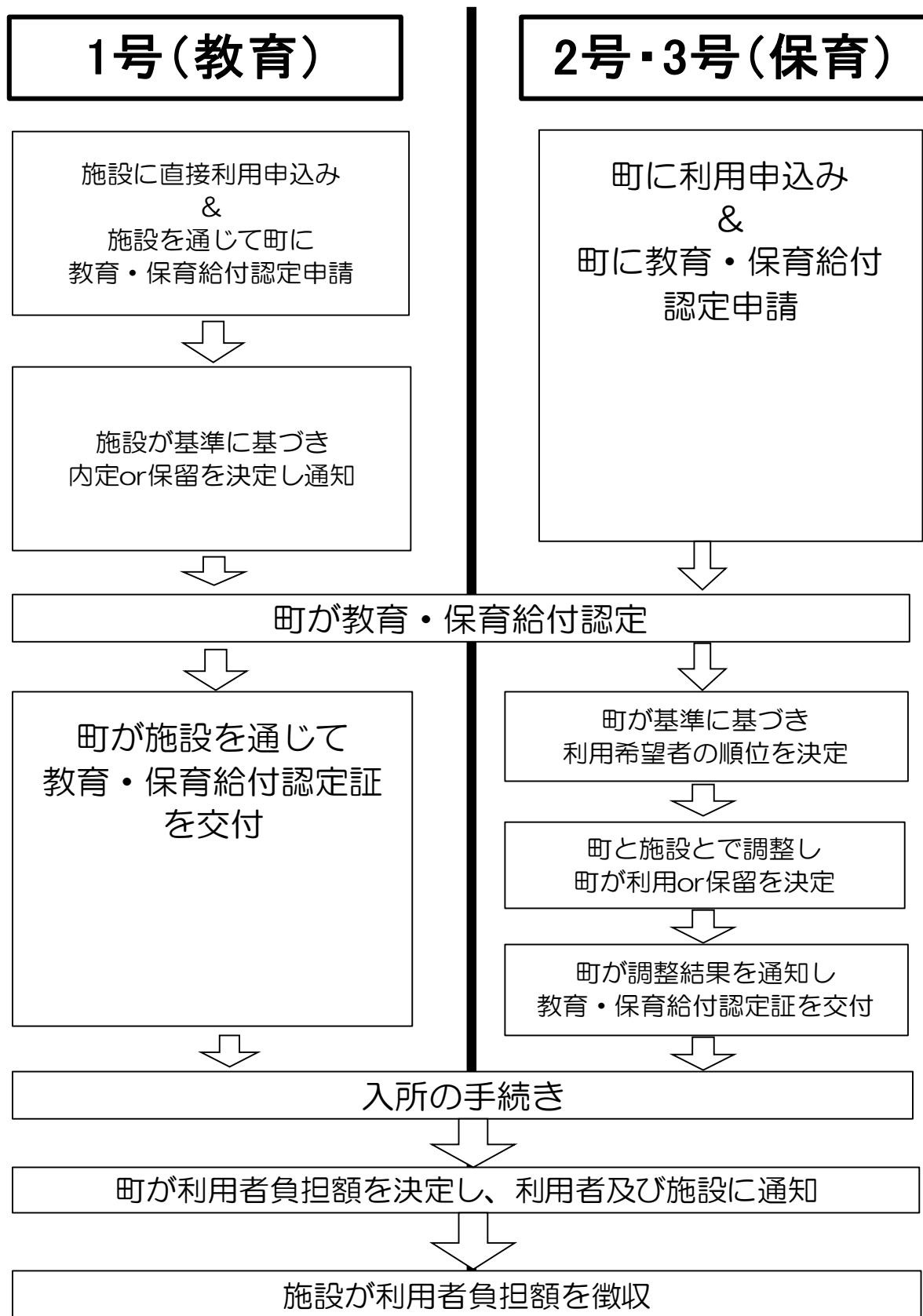
※該当する方で書類の提出がない場合は保育の必要性の認定ができない場合があります。

※上記以外の場合であっても状況に応じて必要と認める書類の提出を求めることがあります。

注1 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに得た国内外での合計収入額に基づき、町民税相当額を算出し利用者負担額の階層を決定します。（日本語訳を添付してください。）

注2 父母両方の分を提出してください。なお、祖父母等がお子さまを扶養していると認められた場合、祖父母等の方についても書類を提出いただくことがあります。

認定こども園（１号：教育部分）の申請を伴う場合は、申請方法が異なりますので、下のフローチャートをご参照ください。特に、認定こども園の（１号：教育部分）と（２号：保育部分）を併願される場合は、町・認定こども園ともに申請が必要になりますので、お気をつけください。



● 広域利用について

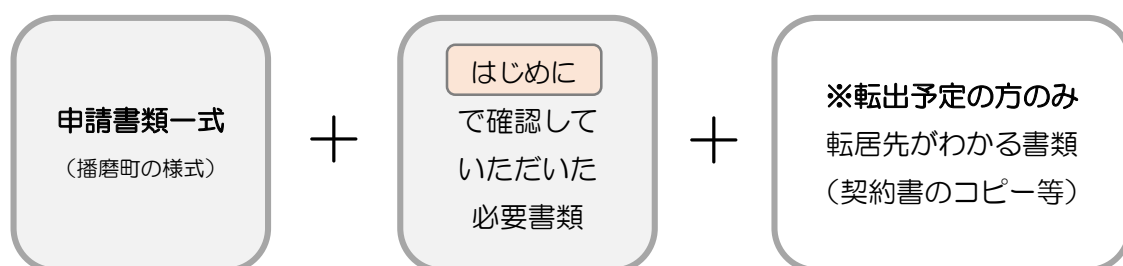
広域利用とは、居住している市区町村とは異なる市区町村にある保育施設を利用できる仕組みのことです。（管外利用とも呼ばれます。）

広域利用については、現在住民票のある市区町村、転入予定の有無によって申請方法が異なりますので、下記を確認した上で手続きをしてください。

播磨町在住の方が、播磨町外の保育施設へ申し込む場合

はじめに 事前に、希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に締切日・必要書類等をお問い合わせください。（市区町村によって締切日や必要書類、選考基等が異なります。）

提出書類



提出先 : 播磨町役場 こども課 幼児保育係（⑥番窓口）

提出期限 : 書類を希望する保育施設のある市区町村の担当課に転送する期間が必要となるため、**はじめに** で確認していただいた締切日に間に合うよう、余裕をもってご提出ください。

◆ 播磨町外の保育施設と播磨町内の保育施設を併願する場合、必ず、町外保育施設が上位にくるよう記入してください。

（例）

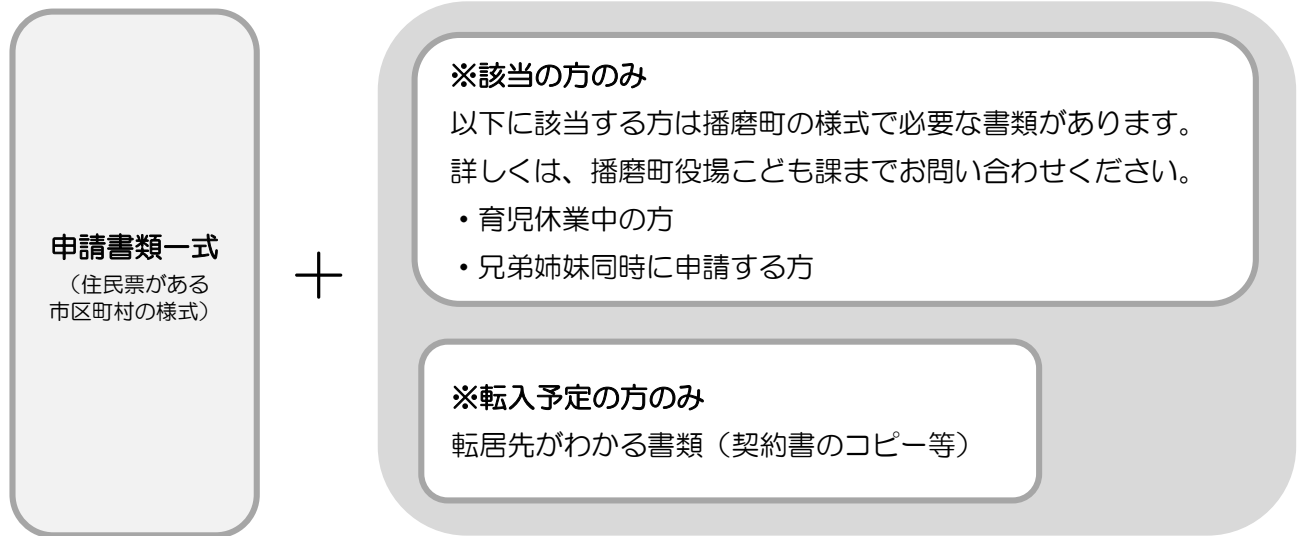
希望する特定 教育・保育施設等	第1希望	A市保育施設	希望理由	通勤途中にあるため
	第2希望	A市保育施設	希望理由	〃
	第3希望	A市保育施設	希望理由	〃
	第4希望	A市保育施設	希望理由	〃
	第5希望	町内保育施設	希望理由	自宅から近いため
	第6希望	町内保育施設	希望理由	〃
	第7希望	町内保育施設	希望理由	〃

※播磨町では、広域利用の希望先は町内保育施設を含めた 2つの自治体までとしています。
播磨町を除く2つ以上の自治体を同時に希望することはできません。

※町内保育施設を希望せず、第7希望まですべて町外保育施設を希望する場合は1つの自治体のみ申請が可能です。

播磨町外在住の方が、播磨町の保育施設へ申し込む場合

提出書類



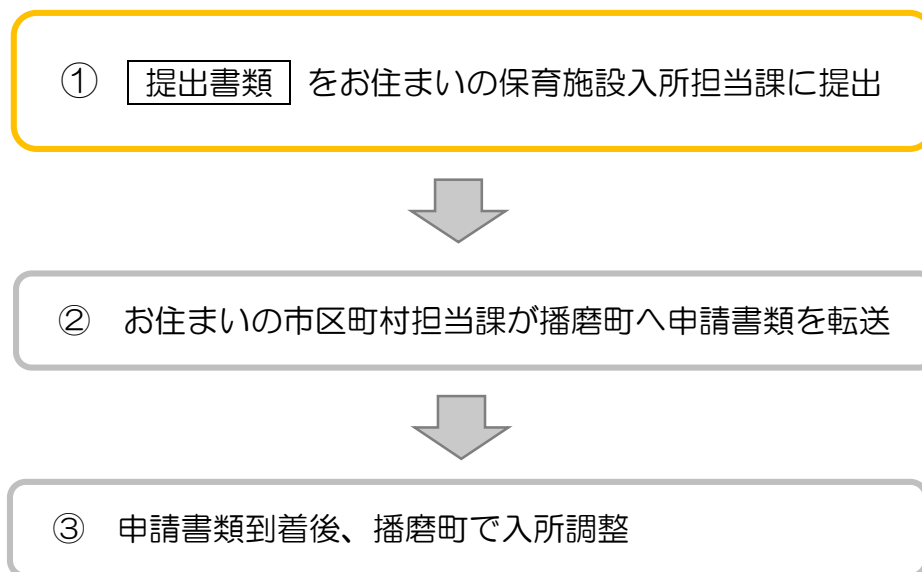
提出先 : 現在お住まいの市区町村の保育所入所担当部署へ申請してください。

※明石市在住の方につきましては、提出先が異なる場合がありますので播磨町こども課までお問合せ下さい。

提出期限 : 播磨町の申込締切日に間に合うよう、日数に余裕をもってご提出ください。

(→播磨町の申込締切日は5ページを参照してください。)

◇ 申込みの流れ



(※②で書類を転送する期間が必要となるため、播磨町の締切日に間に合うよう、日数に余裕をもってご提出ください。)

●保育料について

保育料（利用者負担額）の決定

保育料は、児童と同一世帯に属して生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の町民税額(所得割額)に応じて決定します。

※寄附金控除、配当控除、外国税額控除及び住宅ローン控除等を受けている方は控除前の額に応じて決定します。

★ 4月～8月分は、令和8年度の町民税額

★ 9月～3月分は、令和9年度の町民税額

で決定します

※ 年度途中で保育料が変更する可能性があります。

※ 保育料算定年度の4月1日時点で3歳児以上の児童にかかる保育料は0円です（幼稚園または認定こども園教育部を利用する児童は満3歳から0円）。

※ 祖父母等と同居する世帯（住民基本台帳上、別世帯となっても、同一住所地であれば同一世帯とみなします。）について、父母が町民税非課税かつ収入が一定基準額以下の場合、他の扶養義務者（祖父母等）を家計の主宰者とみなし、保育料を算定します。

※ 播磨町では保育施設の入退所管理を月単位で行っているため、特別な場合を除いて月途中の入退所は原則行っておりません。したがって、保育料も月額で納付となります。

※ 納付方法は、原則、口座振替となりますので、入所決定後速やかに手続きをしてください。

※ 令和9年度の保育料は令和9年4月1日の満年齢で決定します。誕生日を迎えても保育料は変わりません。（制度改正に伴い変更となる可能性があります。）

〔参考〕

播磨町保育施設利用者負担額基準額表（３号認定、保育標準時間）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）
階層	定 義		3歳未満児
1	被保護世帯及び里親		0円
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（当該所得割賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有しない者を除く。）		0円
3	第1階層を除く均等割課税世帯（所得割非課税世帯）		14,000円
4	第1階層を除く所得割課税世帯であってその課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,300円
5		48,600円以上 72,000円未満	21,000円
6		72,000円以上 97,000円未満	28,500円
7		97,000円以上 133,000円未満	36,300円
8		133,000円以上 169,000円未満	44,000円
9		169,000円以上 301,000円未満	52,500円
10		301,000円以上 397,000円未満	59,200円
11		397,000円以上	63,000円

注１ 利用者負担額は、当該年度分の住民税（市町村民税）の額により算定します。

ただし、４月分から８月分の利用者負担額は、前年度分の住民税により算定します。

２ 住民税所得割の額が 57,700円未満の世帯、又は母子等の世帯又は障がい児（者）等を有する世帯で住民税所得割の額が 77,101円未満の世帯で、保育所等を利用している子どもより年長者の子どもがいる場合、多子世帯減免が適用されます。（詳しくは、多子世帯保育料減免のフローチャートをご確認ください。）

３ 利用者負担額算定年度の４月１日時点で３歳児以上の児童にかかる利用者負担額は０円となります。（１号認定子どもは満３歳から０円）

〔参考〕

播磨町保育施設利用者負担額基準額表（３号認定、保育短時間）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）
階層	定 義		３歳未満児
1	被保護世帯及び里親		0円
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（当該所得割賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有しない者を除く。）		0円
3	第1階層を除く均等割課税世帯（所得割非課税世帯）		13,700円
4	第1階層を除く所得割課税世帯であってその課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,000円
5		48,600円以上 72,000円未満	20,600円
6		72,000円以上 97,000円未満	28,000円
7		97,000円以上 133,000円未満	35,600円
8		133,000円以上 169,000円未満	43,200円
9		169,000円以上 301,000円未満	51,600円
10		301,000円以上 397,000円未満	58,100円
11		397,000円以上	61,900円

保育標準時間と保育短時間について

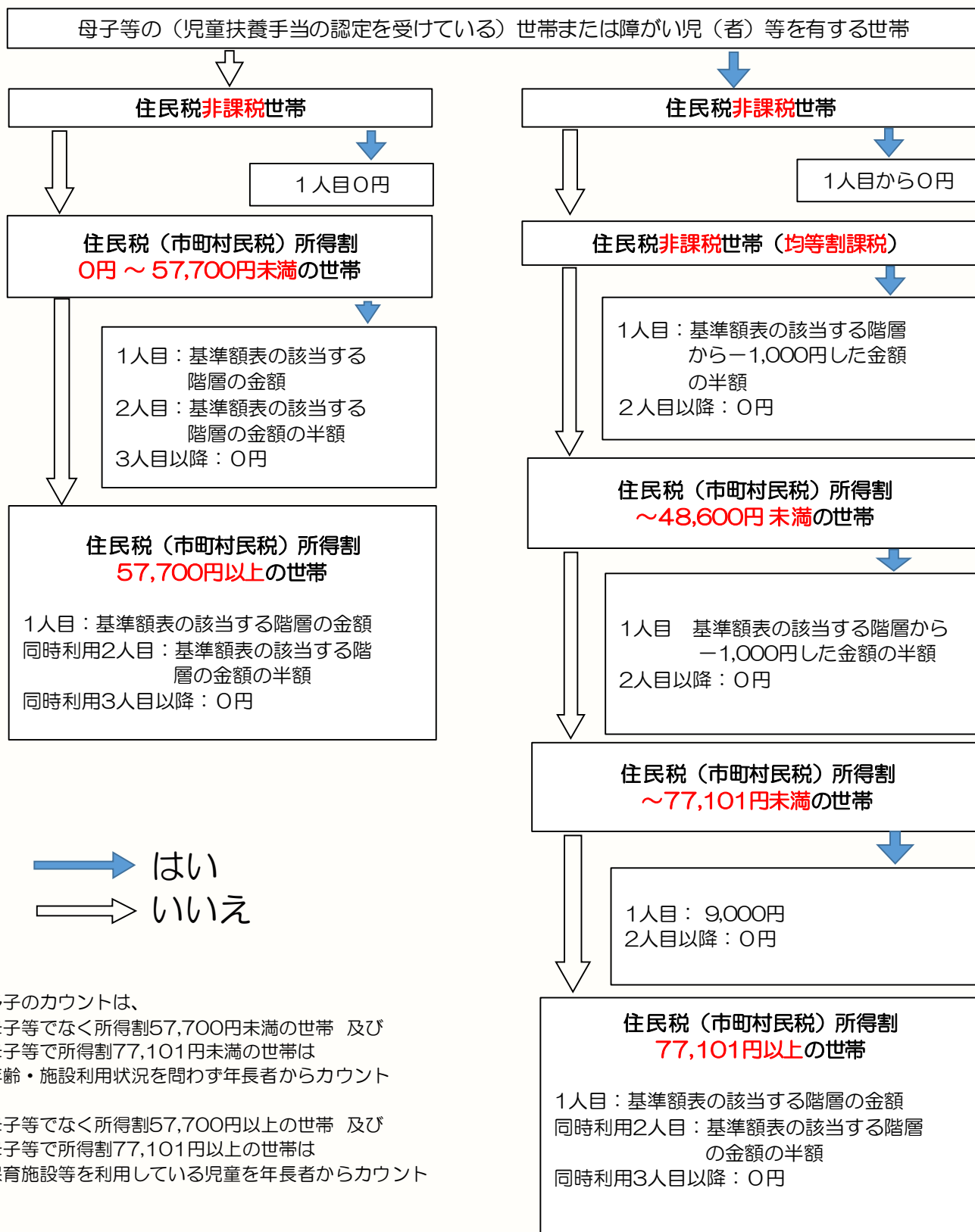
保育の必要量に応じて「保育標準時間」及び「保育短時間」の２区分に分けて保育の認定を行い、それに応じた保育料を設定しています。保育施設を利用する際に交付する教育・保育給付認定証に保育の必要量を記載しておりますので、該当する保育料をお支払ください。

また、「保育標準時間」は最長１１時間まで、「保育短時間」は最長８時間までの利用となります。延長保育を利用される場合は別途延長料金が必要となります。「保育標準時間」、「保育短時間」の時間設定や延長料金は施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

※月あたりの就労時間が１２０時間以上の場合は「保育標準時間」、６４時間以上１２０時間未満の場合は「保育短時間」と認定されます。但し、就労時間が１２０時間未満でも、保育短時間内の送迎が困難等の理由で「保育標準時間」認定になる場合もありますので、播磨町こども課幼児保育係までご相談ください。

〈3号認定（3歳未満児）用〉

多子世帯保育料減免のフローチャート



多子のカウントは、
母子等でなく所得割57,700円未満の世帯 及び
母子等で所得割77,101円未満の世帯は
年齢・施設利用状況を問わず年長者からカウント

母子等でなく所得割57,700円以上の世帯 及び
母子等で所得割77,101円以上の世帯は
保育施設等を利用している児童を年長者からカウント

●副食費について

副食費とは

幼稚園や認定こども園で提供している給食費には主食費と副食費があります。
主食費とはご飯・パンなどで、副食費はおかず・おやつ代などが含まれます。

副食費徴収免除とは

満3歳以上の子どもで市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、認定こども園教育部に在籍する子どもについては77,101円未満の世帯）及び小学校就学前子ども（認定こども園教育部に在籍する子どもについては小学校第3学年終了前子ども）のうち教育・保育施設等を同時に利用する児童が3人以上おり、年長の子どもから数えて第3子以降に該当する子どもについては、副食費が免除の対象となります。

4月～8月分は、令和8年度の町民税額を、9月～3月分は、令和9年度の町民税額で決定します。

※免除となる方には、「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

● 保育施設について

延長保育について ※保育部分利用者のみ対象

認定された保育の必要量（保育標準時間又は保育短時間）を超えて保育施設を利用する場合は、延長保育料が必要となります。利用される場合は、直接保育施設へお申込ください。

（令和9年度予定）

保育施設名	延長保育（通常）	費用
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000 円／1 ヶ月
幼保連携型認定こども園 キューピットこども園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000 円／1 ヶ月
蓮池のちいさな保育園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000 円／1 ヶ月
幼保連携型認定こども園 ポエムキューピットこども園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000 円／1 ヶ月

保育施設名	延長保育（短時間）	費用
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	100 円／30 分
保育所型認定こども園 播磨保育園	午前7時30分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時30分まで	100 円／30 分
幼保連携型認定こども園 キューピットこども園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	300 円／1 日
幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	午前7時30分～午前8時00分まで 午後4時00分～午後6時30分まで	100 円／1 時間
幼保連携型認定こども園 ポエムキューピットこども園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	300 円／1 日
パレット保育園	午前7時30分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時30分まで	100 円／30 分
蓮池のちいさな保育園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	100 円／30 分

一時預かり保育（幼稚園型）について ※教育部分利用者のみ対象

やむを得ない事情があり、教育標準時間を超えて施設を利用する必要がある場合に利用できます。別途利用料が必要となります。利用される場合は、直接施設へお申込みください。

（令和9年度予定）

保育施設名	一時預かり（幼稚園型）	費用
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	午前7時00分～午前9時00分まで 午後2時00分～午後6時00分まで	450円／1日
保育所型認定こども園 播磨保育園	午前7時30分～午前8時30分まで 午後2時00分～午後6時00分まで	450円／1日
幼保連携型認定こども園 キューピットこども園	午後1時30分～午後4時30分まで	100円／1時間
幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	午後4時00分～午後5時00分まで	100円／1時間
幼保連携型認定こども園 ポエムキューピットこども園	午後1時30分～午後4時30分まで	100円／1時間
幼保連携型認定こども園 播磨町立 播磨西こども園	午後2時00分～午後4時30分まで ⇒ 【長期休業中】午前8時30分～午後4時30分まで⇒	300円／1日 1,000円／1日 （食事代別途）

ならし保育について

入所当初はおよそ1～2週間程度、園での環境に慣れるため、保育時間が短くなる場合があります。期間は、お子さまの状況や施設によって異なります。

障がいのあるお子さまの申込みについて

「③ 保育施設の利用申請ができる方」のうち、障がいのあるお子さまの申込みについては、受け入れ態勢を考慮する上で、専門医もしくは専門機関の意見書等が必要な場合があります。希望施設への事前の見学・相談も必要となりますので必ず申込み時にお申し出ください。（症状や程度によっては、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

保育はそれぞれのお子さまの発達状況に応じて行いますが、あくまでも集団での保育となりますので、保育士が1対1でお子さまを保育するものではありません。また、障がいに対する専門的な訓練や療育は行いませんのでご了承ください。

その他保育事業について

〔一時預かり保育（一般型）〕

保護者が、就労、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で保育できない時に、一時的に保育施設で預かることができます。

- （１）実施日 月曜日から金曜日
- （２）実施時間 午前８時から午後５時
- （３）受入れ可能年齢 生後８ヶ月から小学校入学前まで
※利用希望者が多い場合や、集団保育が困難なお子さま等は、お預かりできない場合があります。
- （４）実施施設 播磨保育園
- （５）利用料 １時間あたり ３歳未満児…５００円 ３歳以上児…３００円
※ 食事代・おやつ代は別途必要です。
※ 年齢は、利用月の初日の年齢区分となります。
- （６）申し込み・問い合わせ 播磨保育園 電話番号 ０７９（４３７）８１６５

〔病後児保育〕

病気の回復期にある児童を、病後児保育室で、看護師等の専門スタッフが保育します。

※事前の登録が必要です。

- （１）対象者 次のいずれにも該当する児童
 - ①生後５７日から小学校低学年程度の児童
 - ②病気の回復期で、集団保育が困難な児童
 - ③保護者が就労・病気・出産・冠婚葬祭等のため、家庭で保育が困難な児童
- （２）実施日 月曜日から金曜日
- （３）定 員 ２人
- （４）実施時間 午前８時３０分から午後６時
- （５）実施施設 播磨中央こども園 電話番号 ０７９（４３５）２４５５
- （６）利用料金 ・播磨中央こども園に在籍していない児童 無料（食事代３００円が必要）
・播磨中央こども園に在籍の児童 無料
- （７）申し込み・問い合わせ
播磨中央こども園 電話番号 ０７９（４３５）２４５５
播磨町役場 こども課 幼児保育係 電話番号 ０７９（４３５）０３６５

〔育児相談〕

子育て協力委員（すくすくアドバイザー）による子育て相談を、保育施設にて行っております。

- ・蓮池こども園 ・播磨保育園 ・キュービットこども園 ・播磨中央こども園
- ・ポエムキュービットこども園

播磨町内認可保育施設一覧表

		保育施設名	所在地（播磨町）	電話	受入 クラス年齢	保育定員 教育定員	保育標準時間 （保育短時間）
1	法	幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	西野添2丁目10番33号	078-942-6983	0～5歳	160	7:00～18:00 (8:30～16:30)
						15	9:00～14:00
2	法	保育所型認定こども園 播磨保育園	東本荘1丁目13番7号	079-437-8165	0～5歳	256	7:30～18:30 (8:30～16:30)
						15	8:30～14:00
3	法	幼保連携型認定こども園 キューピットこども園	北本荘6丁目9番11号	079-435-2532	0～5歳	140	7:00～18:00 (8:30～16:30)
						9	8:30～13:30
4	法	幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	南大中1丁目5番13号	079-435-2455	0～5歳	150	7:30～18:30 (8:00～16:00)
						15	9:00～16:00
5	法	幼保連携型認定こども園 ポエムキューピットこども園	宮西1丁目5番20号	079-437-7637	0～5歳	90	7:00～18:00 (8:30～16:30)
						10	8:30～13:30
6	法	小規模保育事業 パレット保育園	東本荘1丁目13番28号	079-451-7616	0～2歳	19	7:30～18:30 (8:30～16:30)
						—	—
7	法	小規模保育事業 蓮池のちいさな保育園	西野添2丁目10番35号	080-9943-8616	0～2歳	18	7:00～18:00 (8:30～16:30)
						—	—
8	町	幼保連携型認定こども園 播磨西こども園	北本荘4丁目5番25号	079-435-3265	3～5歳	30	7:30～18:00※ (8:30～16:30)
						100	8:30～14:00

法…社会福祉法人

町…町立

※播磨西こども園（保育部分）の土曜日の保育時間は16時30分まで

《小規模保育事業所を利用される方》

★3歳児クラスからは下記の連携保育施設をご利用いただくこととなります。

（0～2歳まで）パレット保育園

→

（3歳～）播磨保育園

（0～2歳まで）蓮池のちいさな保育園

→

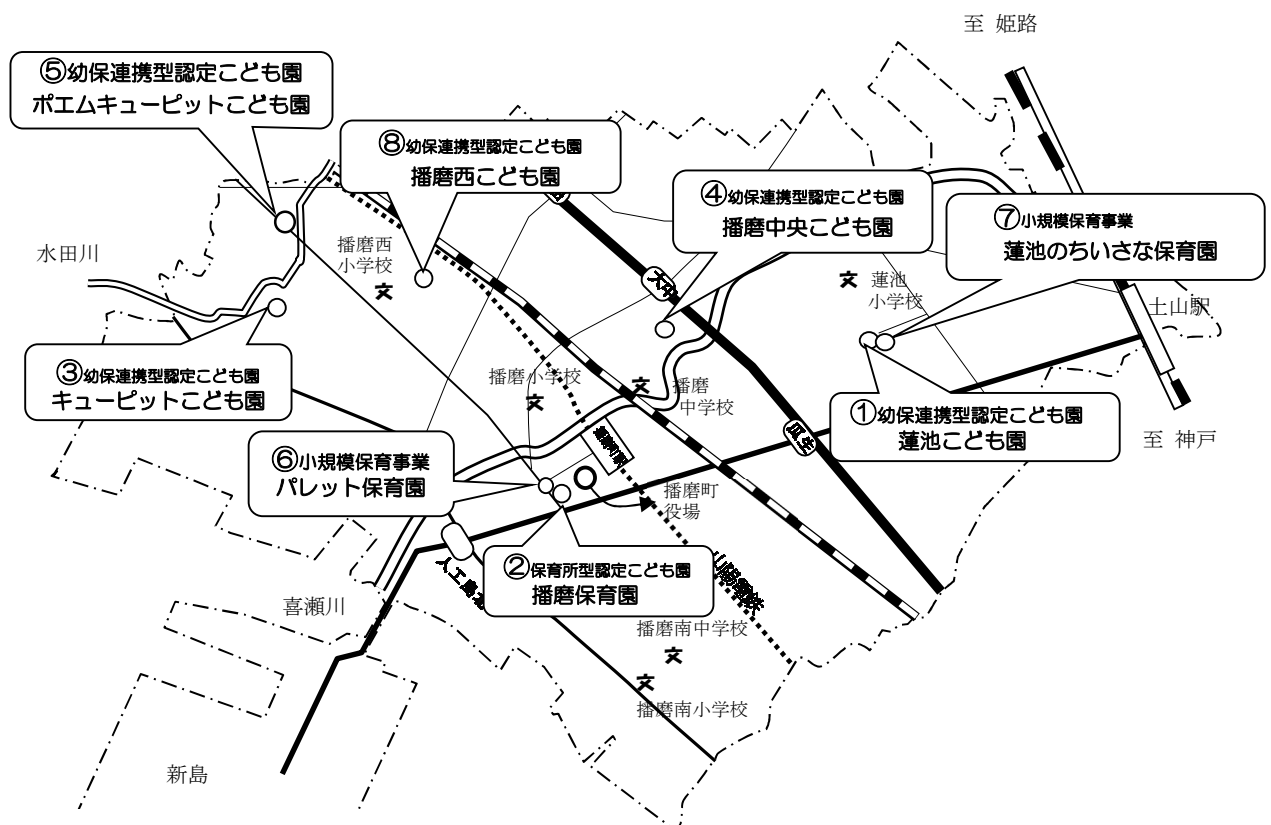
（3歳～）蓮池こども園



各保育施設の詳細については、HP に掲載しておりますので、左の QR コードを読み取り、ご参照ください。



播磨町内保育施設マップ



必要な物品について（令和9年度予定）

* 保育施設、年齢等により必要な物品等は異なりますので、詳しくは保育施設に直接ご確認ください。

施設名	入園に必要なもの		入園してから必要なもの	
	物品等	金額の目安	物品等	金額の目安
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	スモック（3歳～）	4,700 円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	ズボン（3歳～）	3,300 円	主食費（3歳～）	1,000 円/月
	Tシャツ（3歳～）	1,100 円	副食費*（3歳～）	5,000 円/月
	カラー帽子	1,330 円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	教材（年齢により異なる）	940～1,655 円	給食費（主食費含む）	6,000 円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
			諸費（月刊絵本含む）	1,540～3,540 円/月
			日本スポーツ振興センター掛金	240 円/月
保育所型認定こども園 播磨保育園	スモック（3歳～）	6,500 円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	回転名札（3歳～）	260 円	主食費（3歳～）	1,000 円/月
	体操服（上下）（3歳～）	4,200 円	副食費*（3歳～）	5,000 円/月
	カラー帽子（2歳～）	1,180 円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	教材（年齢により異なる）	870～4,800 円	給食費（主食費含む）	6,000 円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
			絵本	440～490 円/月
			日本スポーツ振興センター掛金	240 円/年
幼保連携型認定こども園 キューピットこども園	カラー帽子	1,150 円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	体操服（上下）	3,260 円	主食費（3歳～）	1,000 円/月
	通園かばん（3歳～）	3,900 円	副食費*（3歳～）	5,500 円～ 7,125 円/月
	教材（年齢により異なる）	440～2,300 円	教育部分利用者のみ必要なもの	
			給食費（主食費含む）	6,500 円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
			絵本	400～500 円/月
			日本スポーツ振興センター掛金	240 円/年
幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	トレーナー（3歳～）	4,950 円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	体操服（上下）（3歳～）	5,390 円	主食費（保育：3歳～）	1,000 円/月
	ぼうし（2歳～）	1,240 円	副食費*（保育：3歳～）	5,000 円/月
	教材（年齢により異なる）	900～3,590 円程度	教育部分利用者のみ必要なもの	
			給食費（教育：主食費含む）	6,000 円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
			絵本	440～500 円/月
			日本スポーツ振興センター掛金	165 円/年

幼保連携型認定こども園 ポエムキューピットこども園	カラー帽子	1,150 円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	体操服（上下）	3,260 円	主 食 費（ 3 歳 ～ ）	1,000 円/月
	通園かばん（3 歳～）	3,900 円	副 食 費※（ 3 歳 ～ ）	5,500 円～
	教材（年齢により異なる）	440～2,300 円	7,125 円/月	
			教育部分利用者のみ必要なもの	
			給食費（主食費含む）	6,500 円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
			絵本	400～500 円/月
			日本スポーツ振興センター掛金	240 円/年
小規模保育園 パレット保育園	カラー帽子（1・2 歳）	1,180 円	絵本	4 4 0 円/月
	ベッド専用パッド	2,310 円	日本スポーツ振興センター掛金	240 円/年
	教材（年齢により異なる）	870～2,035 円		
小規模保育園 蓮池のちいさな保育園	カラー帽子	1,330 円	諸費	1,540～3,540 円/月
	教材（年齢により異なる）	940 円	日本スポーツ復興センター掛金	240 円/月
幼保連携型認定こども園 播磨西こども園	スモック（4・5 歳）	4,000 円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	体操服（上下）（3 歳～）	3,900 円	給食費（主食費含む）	300 円/食
	長袖体操服（3 歳～）	2,400 円	※土曜日 給食費	250 円/食
	通園リュック	5,300 円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	カラー帽子	1,000 円	給食費（主食費含む）	300 円/食
	新学期用品（用具類）	1,200～3,600 円	施設利用者全員に必要なもの	
	（学年によって異なる）		保育活動費	約 2,500 円/月
			P T A 入会金	300 円
		日本スポーツ振興センター掛金	200 円/年	

※土曜日に保育施設を利用する場合、副食費として別途費用が必要な場合がありますので、施設にご確認ください。

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年 4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（＊）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

＊ パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



●市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

●市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



ひと・くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（＊）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものとすると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（＊）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

＊ パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（＊）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。



全国の教育 保育施設検索サイト (子ども 子育て支援情報公表システム)

ここdeサーチ

始まります



おうちに近い
施設はどこかなあ

どんな保育施設
があるのかなあ

友達は何人くらい
いるのかなあ

休日に利用できる
施設はないかなあ

月々の費用は
いくらかなあ



令和2年9月30日スタート
お近くの教育 保育施設を検索できるシステムです。

ここdeサーチ

検索

または WAMNET (ワムネット)

検索



<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



内閣府

厚生労働省

WAM
独立行政法人児童医療機構



病児保育室 ひなたぼっこ



Join Us!



病児保育とは？

病児保育とは、子どもが病気の時に保護者の仕事や病気などの理由で、子どもを家庭で看ることが難しい場合に、保護者に代わって看護師や保育士が一時的に看護・保育することです。

小児科目の前

「おひさまこどもの
クリニック」正面
調剤薬局の2階

隔離室あり

隔離室3部屋
あり

看護師常駐

急変時に対応可能

対象年齢

生後6か月～小学6年生

ご利用時間

8時45分～18時00分

ご利用料金

登録料 初回のみ2000円

利用料 1人1日あたり

2000円（播磨町在住児）

3000円（その他在住児）

病児保育室 ひなたぼっこ

☎ 078 - 939 - 6022

〒675-0151

兵庫県加古郡播磨町野添1655-1 2階

（「おひさまこどものクリニック」の向かい側）



おひさまこどものクリニック

※予約詳細は
ホームページを
ご確認下さい。



／ ホームページは
こちらから



／ インスタは
こちらから

／ @HINATABOKKO6022

